

堺市地方独立行政法人堺市立病院機構評価委員会の傍聴に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、堺市地方独立行政法人堺市立病院機構評価委員会条例施行規則（平成23年規則第57号）第2条第3項の規定に基づき、堺市地方独立行政法人堺市立病院機構評価委員会（以下「委員会」という。）の会議（以下単に「会議」という。）の傍聴について必要な事項を定める。

(傍聴人の定員)

第2条 会議を傍聴することができる者（以下「傍聴人」という。）の定員は、会場の規模等を考慮の上、会議の都度所管課長が定める。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、先着順による受付を行った上、係員の指示に従い、傍聴席に入らなければならない。

(傍聴の制限)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) 拡声機、メガホンの類又は笛、ラッパ、太鼓の類を携帯している者
- (4) 写真機、録音機の類を携帯している者（第6条の規定による許可を受けた者を除く。）
- (5) 酒気を帯びていると認められる者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、議事を妨害するおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、委員長及び係員の指示に従い、会議を傍聴しなければならない。

2 傍聴人は、前項に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 委員の発言に対して拍手、やじその他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) はち巻、ゼッケンの類を着用する等の示威的行為をしないこと。
- (3) 私語を慎み、放歌又は高笑いをしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話、ラジオ、パソコンその他音を発生する機器の電源を切ること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音の許可)

第6条 会議を撮影し、又は録音しようとする者は、あらかじめ委員長の許可を受けなければならない。

(秩序の維持)

第7条 委員長は、傍聴人がこの要綱の規定に違反する場合は、これを制止し、その指示に従わないときは、その者を退場させることができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の会議の傍聴について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。